

11月は計量強調月間

計量の正しい知識と理解を
広め、計量制度の普及や計量
意識の一層の向上を図るた
め、現行の計量法が施行され
た11月1日を「計量記念日」
とし、11月は「計量強調月間」
と定められています。

群馬県計量検定所は、家庭
の体重計や料理用はかりなど
の精度確認の依頼や計量につ
いての相談を受けています。
相談日 月～金曜日(祝日・

年末年始を除く)
相談時間 午前9時～午後4時
相談方法 来所または電話
問合せ 群馬県計量検定所
(前橋市下大島町81-13) ☎
027-263-2436

公証相談

遺言、離婚に伴う養育費、
金銭の貸借、土地・建物の賃
貸借、任意後見契約などのほ
か、公正証書に関することに
前橋公証人合同後場の公証人

が相談に応じます。
とき 11月27日(月) 午後1
時～3時30分
ところ テラス沼田4階防災
会議室405
相談料 無料
申込期限 11月22日(水)
申込み・問合せ 前橋公証人
合同後場 ☎ 027-223-8
277

市議会12月定例会

市議会12月定例会は、12月

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間 11月15日(水)～21日(火)

女性の人権ホットライン強化週間として、夫やパート
ナーからの暴力やストーカーなど、女性の人権に
関する相談・悩み事についての電話相談窓口の受
付時間を延長します。

●「女性の人権ホットライン」専用番号(全国共通)
☎ 0570-070-810 (ゼロナゼロのハート
ライン) IP電話は不可

受付時間 平日:午前8時30分～午後7時/土・
日曜日:午前10時～午後5時(強化週間以外は
平日午前8時30分～午後5時15分)
問合せ 前橋地方法務局人権擁護課 ☎ 027-221-
4466

女性に対する暴力をなくす運動

配偶者や恋人などの親しい関係で起こる暴力を
DV、またはデートDVと呼びます。DVを受けて
いると感じたら、すぐに相談してください。

期間 11月12日(日)～25日(土)
※11月25日は女性に対する暴力撤廃国際日です

●DVに関する相談窓口
・群馬県女性相談センター ☎ 027-261-4466
受付時間 平日:午前9時～午後7時30分/土曜
日:午前10時～午後5時/日曜日:午後1時～5時
※祝日・年末年始は休み
・市民協働課市民相談係 ☎ 内線 3057
受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分
※緊急時は110番または最寄りの警察署へ

特設人権相談所を開設

12月4日(月)から10日(日)
は「人権週間」です。家庭内
や近隣間、学校、職場内など
の人権侵害について、人権擁
護委員が相談に応じます。
とき 12月4日(月) 午後1
時～3時
ところ テラス沼田4階防災
会議室403
電話相談 全国共通人権相談
ダイヤル ☎ 0570-0003-
110
※法務省では、人権相談をイ
ンターネットでも受け付け
ています (http://www.moj.
go.jp/JINKEN/jinken113.
html)

問合せ 前橋地方法務局人
権擁護課 ☎ 027-221-
4426、市民協働課市民相
談係 ☎ 内線 3056

広告

障害者控除対象者認定書の交付

障害者手帳(身体・療育)の
交付を受けていない65歳以上
の高齢者で、身体障害者また
は知的障害者に準ずる人には、
介護保険の要介護認定の資料
を基に障害者控除の対象にな
るかどうかを判定し、対象と
認められる場合は認定書を交
付します。所得税や市・県民
税の申告をする際に、この認
定書を提示すると、本人また
は扶養者が障害者控除または
特別障害者控除を受けること

ができます。

※要介護認定を受けている
人でも該当しない場合があ
ります

申込み・問合せ 介護保険被
保険者証をお持ちになり、介
護高齢課介護保険係 ☎ 内線
3146

冬期における鳥獣被害防止柵の撤去

通電していない電気柵を放
置すると、電気柵が効かない
と動物が認識して柵を破壊
し、放置した農地のみならず

県最低賃金が改正

10月5日(木)から県最低
賃金が時間額935円に改正
されました。最低賃金は、県内
の事業場で働く全ての労働者
とその使用者に適用されます。

地域全体に被害をもたらしま
す。通電しない期間は電気柵
を撤去するか、難しい場合は
支柱から柵線を外し地面に下
ろしましょう。

問合せ 農林課有害鳥獣対策
センター ☎ 内線 7850

消費生活の窓

1001907

沼田市消費生活センターをご存知ですか

消費生活センターとは?

市内と利根郡に住んでいる人から、「商品やサービスの
契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがを
した」などの消費生活に関する相談をお受けします。消
費生活相談員が、事業者との自主交渉の方法や具体的
な解決策などの助言、ケースによって交渉のあつせんや
情報提供などを行うこともあります。守秘義務がありま
すので安心してご相談ください。

※事業者や個人事業主の人からの事業に関する相談は、
お受けできません

消費生活センターは、どこにありますか?

テラス沼田3階の11番窓口にあります。

相談の方法は?

電話または来所で相談を受け付けています。来所の場合
は、対応状況によりお待ちいただくことがありますので、
事前に電話相談をお願いします。(相談は無料ですが、
通話料金がかかります)

相談時間は?

午前9時～正午、午後1時～4時(土・日曜日、祝
日を除く)

※「188」(いやや)消費者ホットラインは、近くの消
費生活センターにつながります

消費生活センターでは、出前講座「消費生活講座」に
講師の派遣を行っています。学校や各種サークル、クラ
ブなどの消費生活安全のための啓発にお役立てください。

一人で悩まず、気軽に相談を!
早めの相談が解決への近道です!!

問合せ 市消費生活センター ☎ 20-1500

1012137

クールチョイス
アイデアコンテスト

利根沼田の高校生を対象
に、温室効果ガス排出量削減
に向けた「クールチョイスII
賢い選択」の取り組みのアイ
デアを競うコンテストを開き
ます。
とき 11月18日(土) 午後1
時～3時
ところ テラス沼田4階防災
会議室401～403

審査員 ぬまた環境ネット
特別ゲスト 富澤優夏さん(ヌ
マタ・アート・アンバサダ
1、篠笛・能管奏者)
定員 70人(当日先着順)
問合せ 環境課環境係 ☎
内線 3072

国際交流フェスティバル

地域に住む海外出身の人と
歌や文化を通して交流を深め
るイベントを開催します。
とき 11月12日(日) 午後1
時～(受付 午後0時30分～)

ところ 六斎広場(「洋菓子
工房 榎の木」の隣)
対象 どなたでも当日自由参
加

参加費 無料
問合せ 国際
交流協会事務
局(企画政策
課政策推進係)
☎ 内線 403



調査

家屋調査にご協力を

新築や増築した家屋の固定
資産税の評価額を算定するた
めに、家屋調査を行います。
家屋の全部または一部を取
り壊した場合や、店舗、住宅
などを他の用途に変更した場
合もご連絡ください。
問合せ 税務課資産税係 ☎
内線 3014～3016